

07 共に支え合う地域福祉の推進			
主管課名	福祉健康部 福祉総務課		
主管課長名	風間 雄二郎	電話番号	042-481-7104
関係課名 (組織順)	文化生涯学習課, 協働推進課, 生活福祉課, 高齢福祉担当, 介護保険担当, 障害福祉課, 健康推進課, 建築指導課		
目的	対象	市民, 地域活動団体, 福祉サービス事業者, 福祉団体	
	意図	地域で役割分担して暮らしを支え合うことができる	
施策の方向	だれもが住み慣れた場所でいきいきとした生活をおくることができるよう, 地域でともに認め合い, 助け合い, 支え合うまちづくりを推進し, 住民主体の地域福祉の充実を図ります。		

< 施策と関連するSDGsの目標（ゴール） >



1 令和2年度の振り返り — 取組実績 (DO)

施策の成果向上に向けた主な取組実績	
施策における2つのアクション (①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信)	
<p>(07-1 地域におけるトータルケアの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現のため, 8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心として, 地域の福祉課題に対する個別相談の対応や圏域内のネットワークづくり等の取組により地域におけるトータルケアを推進 再犯防止推進計画の策定に向けて, 現状における課題等を整理 	
<p>①横断的連携による施策の推進</p> <p>■連携テーマ1 「地域共生社会の実現に向けた取組」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域福祉計画」, 「高齢者総合計画」, 「障害者総合計画」のいわゆる福祉3計画に基づく福祉施策の展開 地域福祉コーディネーターを8つの福祉圏域全てに配置し, 多機関協働による包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進 複合的な課題を抱える方等に対して, 組織横断的な連携により, 必要な支援を円滑に提供することを目的に設置している相談支援包括化推進会議において, 昨年度に引き続き「8050問題」に関する取組を推進 再犯防止推進計画の策定に向けて, 関係団体の代表者や庁内関係部署の職員で構成する準備会を組織し, 現状における課題を整理 調布市における成年後見制度の利用の促進に関する取組を整理し, 総合的かつ計画的に推進するために「調布市, 日野市, 狛江市, 多摩市, 稲城市成年後見制度利用促進基本計画 調布市の取組」を策定 社会福祉協議会と連携を図りながら, コロナ禍の状況を踏まえて, 住民主体の交流の場である「ひだまりサロン」等の市民の主体的な活動や団体相互の交流機会の充実を支援する事業を展開 	
<p>(07-2 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域力強化を図るため, 8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターの取組を中心として, コロナ禍の状況を踏まえながら, 地域の居場所づくりや地域活動の支援を行い, 地域における支え合いの仕組みづくりを推進 福祉人材育成センターにおいて, 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から, 受講定員の削減や研修の分散開催・オンライン開催等により, 事業を継続するとともに, 既存の市補助事業と連携した取組により, 専門研修の受講率を向上 	
<p>①横断的連携による施策の推進</p> <p>■連携テーマ1 「地域共生社会の実現に向けた取組」</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉コーディネーターや地域支え合い推進員, ボランティアコーディネーター等が連携・情報共有を図りながら, 地域における支え合いの体制づくりやボランティア活動の活性化を支援 社会福祉協議会と連携を図りながら, コロナ禍の状況を踏まえて, 住民主体の交流の場である「ひだまりサロン」等の市民の主体的な活動や団体相互の交流機会の充実を支援する事業を展開 (再掲) 	
<p>< 令和2年度における施策の成果についての総括 ></p> <p>基本計画及び地域福祉計画に基づき, 8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターの活動や相談支援包括化推進会議の開催等により, 多機関協働による包括的な支援体制の構築や住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進した。特に, 令和2年度は, コロナ禍によりアウトリーチ支援や地域活動が制限され, 事業実施において難しい場面もあった。その一方で, デジタル技術を活用したサロンの開催支援やスマートフォン操作に不慣れた高齢者支援など, こうした社会状況を踏まえた活動を実施することにより, これまでとは異なった視点で支援等を行うことができた。</p> <p>また, 再犯防止推進計画の策定に向けた取組に着手するとともに, 成年後見制度の利用促進に係る取組を推進することにより, 地域共生社会の実現に向けた取組を総合的に進めた。</p>	

まちづくり指標	基準値 (基準年度)	単位	実績値		目標値
			令和元年度	令和2年度	令和4年度
1 地域福祉コーディネーターの活動件数	1万958 (H29)	件	1万 7,436	2万 2,924	2万
2 ひだまりサロン登録団体数	107 (H29)	団体	105	97	140
【特記事項】 地域福祉コーディネーターについては、令和元年度下半期に2人増配置し、令和2年度は、年度当初から、8つの福祉圏域全てにおいて活動した。また、コロナ禍を踏まえ、市や関係機関等と連携しながらこれまでと異なる視点での幅広い活動を行った。					

2 令和2年度の振り返り — 評価 (CHECK)

◆施策の成果向上に向けて、令和2年度に実施した取組に対する評価

※コロナ禍を踏まえたプロセス、実績、成果の総合的な評価

総合評価	A	S:「実施した取組において顕著な成果が得られた。」 A:「実施した取組において予定した成果が得られた。」 B:「実施した取組において一定程度の成果が得られた。」 C:「実施した取組において予定した成果が得られなかった。」 D:「実施した取組において成果が得られなかった。」
評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により、アウトリーチ支援や地域活動が制限されるなど、従来の事業実施が難しい場面もあったが、こうした社会状況を踏まえた新たな活動を展開することにより、これまでとは異なる視点から地域における支え合いの仕組みづくりを推進することができたため ・再犯防止推進の取組や成年後見制度の利用促進の取組等の各種施策を推進することができたため ・8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターの活動により、地域の居場所づくり等の支援を行うことができたため ・再犯防止推進の取組や成年後見制度の利用促進の取組等の各種施策を推進することができたため 	

3 施策の方向 — (ACTION)

◆コロナ禍の影響等を踏まえた現基本計画期間内（令和4年度まで）における施策の主な課題と取組の方向

・左欄と右欄において、丸数字で対になるよう記載

主な課題	取組の方向
①社会的孤立、8050問題など、複合化・多様化する地域での生活課題に対応する分野横断的な取組・支援が求められている。	①多機関協働による包括的な支援体制の構築（相談支援包括化推進会議、地域福祉コーディネーター事業等）
②地域での生活課題について、住民が身近な地域の課題を自分事として捉え、主体的に課題解決に取り組むことが重要となっている。	②地域力強化の推進（地域福祉コーディネーター事業等）
③罪を犯した方の中には、貧困や疾病などにより、社会復帰に多くの課題を抱える方が少なくないため、地域社会で孤立させない支援を分野横断的に実施する必要がある。	③再犯防止推進計画の策定に向けた取組（再犯防止推進事業）
④社会福祉法等の一部改正により、地域住民の複合化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められている。	④地域福祉計画（福祉3計画）の改定に向けた検討（市民福祉ニーズ調査の実施等）
⑤コロナ禍においても、事業の継続を求められることの多い福祉分野では、人材の確保に向けた継続した取組が必要となっている。	⑤感染予防対策を講じながら、福祉人材の養成・専門性の向上等に資する各種講座の実施

◆デジタル技術を活用した利便性向上や事務の効率化に向けた今後の取組

（オンライン活用、ペーパーレス化、電子申請による手続など）

※重点プロジェクトに関連する取組（★印）、新規の取組（●印）、拡充の検討を要する取組（○印）、左記以外の取組（・印）

★各種会議や各福祉圏域におけるネットワークの構築において、多様な主体が、限られた時間の中でも参加できるように、オンライン会議の活用を進める必要がある。加えて、高齢者等のデジタル技術に対する対応力強化の支援（デジタルデバイドの解消）に取り組む必要がある。
--

4 次期総合計画期間を含む中長期的な施策の方向（2030年代を見据えた方向）

◆施策を取り巻く状況（国、東京都・近隣自治体の動向など）を踏まえた取組の方向

※法改正・制度改正などに加えて、「フェーズフリー」、「スマートシティ」など多角的な視点も含めた状況や方向を記載

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	<p>①社会福祉法等の一部改正により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複合化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、包括的な支援体制の構築が求められている。</p> <p>②再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、地方公共団体においては、地域の実情に応じて計画を策定することが努力義務となった。また、国が同法に基づき、再犯防止推進計画を策定している。</p>	<p>①③⑤ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正を踏まえて、これまで地域福祉計画等に基づき実施してきた「地域力強化推進事業」と「多機関協働による包括的支援体制構築事業」について、同法に基づく、「重層的支援体制整備事業」への移行に向けた取組を推進する。併せて、福祉3計画の連動による取組や8つの福祉圏域を基本とした取組の推進について組織横断的な連携を図りながら検討を進める。</p> <p>②④ 再犯防止推進計画を策定し、罪を犯した方が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進する。</p>
東京都や近隣自治体の動向等	<p>③都内の各自治体において、国の地域共生社会の実現や社会福祉法等の一部改正を踏まえた取組が進められている。</p> <p>④東京都は、国の動向を踏まえて、令和元年度に「東京都再犯防止推進計画」を策定した。</p>	
その他	<p>⑤令和5年度は地域福祉計画の改定とともに、「高齢者総合計画」「障害者総合計画」を含めた福祉3計画の改定を予定している。</p>	

07 共に支え合う地域福祉の推進

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	事務事業の概要
1	地域福祉コーディネーター事業の推進	③	●	福祉総務課	市内8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心として、地域福祉における地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決する包括的な相談支援体制づくりを進めるとともに、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援する。 地域福祉コーディネーターは制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などに対し、地域福祉を育むことにより、地域の生活課題の解決に向けた取組を行う。また、地域の生活課題を発見し、受け止め、地域組織や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりや地域での生活を支えるネットワークづくりを行う。
2	福祉人材育成事業の推進	③	●	障害福祉課	市内の福祉人材の育成・確保のため、調布市福祉人材育成センター（社会福祉法人調布市社会福祉協議会が運営）の運営費補助を行う。 福祉人材育成センターでは、「福祉人材の養成」や「専門性向上」のための各種講座や、「地域福祉の普及啓発」、「福祉業務のネットワーク形成」などを実施している。

07 共に支え合う地域福祉の推進

※各事務事業の概要については、巻末の「⑦事務事業概要一覧」をご参照ください。

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	R2決算事業費(千円)	令和2年度の取組実績	実績評価	進捗状況・今後の取組の方向										
								R2取組実績				方向						今後の取組内容 (新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に◆印を記載しています)
								計画前倒し	計画どおり	計画遅れ	コロナ影響	有効性改善	効率性改善	財政面改善	参加と協働改善	現状継続		
1	地域福祉コーディネーター事業の推進	③	●	福祉総務課	60,941	市内8つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーターを配置し、制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応が困難な方などに対して個別支援を行った。また、地域の生活課題等に関して、地域住民や関係機関と協力して様々な取組を行い、着実な成果につなげた。そのほか、生活困窮者自立支援の取組や居場所づくりなど、地域において幅広い活動の支援を行い、地域における支え合いの仕組みづくりに向けて取り組んだ。また、住民主体の交流活動の場の立ち上げ支援も引き続き推進した。これらの対応により、地域福祉コーディネーターの延べ活動件数は、合計で2万2924件(前年度比5488件増)となった。コロナ禍によりアウトリーチ支援や地域活動が制限されたが、デジタル技術を活用したサロンの開催支援など、社会の状況を踏まえた活動を実施することでこれまでとは異なった視点で支援を行うことができた。	◎	●				●				●	令和2年度は、年度当初から市内8つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーターを配置したことにより、相互の連携が促進され、より効果的な事業展開を図ることができた。 特に、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を進めるため、地域福祉コーディネーターを中心に、地域強化事業と多機関協働による包括的相談支援体制の構築を進めた。 令和3年度は、既存の取組を推進するほか、社会福祉法等の一部改正を踏まえた、「重層的支援体制整備事業」への移行に向けた取組を推進していく。 ◆個別支援、地域支援においては、アウトリーチによる支援や関係者との打合せなどが主たるものとなるほか、地域の居場所づくりの支援など小スペースで行うものが少なくないため、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、事業展開を図っていく。	
2	福祉人材育成事業の推進	③	●	障害福祉課	19,520	福祉人材育成センターの運営に関する補助を行うことで、それぞれの事業目的に沿った各種研修、講座等の実施を支援した。 福祉人材の養成(資格研修、就労支援)(参加者105人)、専門性の向上(専門研修)(参加者363人)、市民参入に向けた普及啓発及びネットワーク形成(参加者107人)を実施した。 新型コロナウイルスの影響により、実技講習、現場実習等を伴う資格研修は一部中止せざるを得なかったが、専門研修、市民向けフォーラム等についてはオンラインによる実施を取り入れ、昨年度を超える参加実績があった。	○	●							●	福祉人材が不足している状況が続いており、本事業が担う役割はますます重要なものとなっている。そのため、障害福祉のみならず、福祉全般の人材育成を推進するため既存の資格研修や専門研修を継続していく必要がある。 引き続き、オンラインによる実施を含めた研修内容の充実や本事業の周知促進により、参加者の増加を図ることで、福祉サービスの拡大及び質の向上につなげていくとともに、資格取得後の就労状況の把握、就労状況の改善にも取り組めるよう支援していく。		
								0	2	0	0	1	1	0	1	0	計	
								0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	割合(%)	

当該施策に体系付けられている全ての事務事業については、巻末に掲載している参考資料「⑥事務事業一覧(施策体系順)」をご参照ください。